

訪問介護 利用料金表

平成 29 年 4 月 1 日より

※利用料金は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

☆総合事業訪問介護(現行相当)

利用料(定額制)

* 下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

対象者: 要支援 1・要支援 2・事業対象者

支給区分	週 1 回程度	週 2 回程度	週 2 回超程度
1 割負担	1,356 円	2,711 円	4,300 円
2 割負担	2,712 円	5,422 円	8,599 円

その他加算について

加算	1 割負担	2 割負担
初回加算	256 円/月	511 円/月
生活機能向上連携加算	128 円/月	256 円/月

☆介護給付(要介護 1~5)

	提供時間	1 割負担	2 割負担
身体介護	20 分未満(算定要件あり)	212 円	423 円
	20 分以上 30 分未満	314 円	627 円
	30 分以上 1 時間未満	496 円	991 円
	1 時間以上	720 円	1440 円
	以後 30 分を増すごとに+80 単位	103 円	205 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	234 円	468 円
	45 分以上	288 円	576 円
通院等乗降介助		125 円	249 円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20 分以上	身体介護の料金に 86 円加算	身体介護の料金に 172 円加算
	45 分以上	身体介護の料金に 171 円加算	身体介護の料金に 341 円加算
	70 分以上	身体介護の料金に 257 円加算	身体介護の料金に 513 円加算

その他加算について

加算名	1 割負担	2 割負担
初回加算	256 円/月	511 円/月
緊急時訪問介護加算	128 円/回	256 円/回
生活機能向上連携加算	128 円/月	256 円/月
早朝加算(午前 6 時~午前 8 時)	上記基本料金の 25%増し	
夜間加算(午後 6 時~午後 10 時)		
深夜加算(午後 10 時~午前 6 時)	上記基本料金の 50%増し	

※介護職員処遇改善加算 I (法定単位の 13.7%増)地域加算を含んでいます。

初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。

2ヶ月間訪問介護の利用がなく、再び訪問介護を受けた場合。

緊急時訪問加算・・・利用者及びその家族より要請を受け、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合

早朝加算・・・午前6時～午前8時の間にサービスを提供した場合

夜間加算・・・午後6時～午後10時の間にサービスを提供した場合

深夜加算・・・午後10時～午前6時の間にサービスを提供した場合

生活機能向上連携加算・・・訪問リハビリ事業所の理学療法士等が訪問リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、ともにアセスメントし、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合

初回のサービス月以降3月の間1か月につき算定